

令和4年度 第1回北広島市上下水道事業経営審議会

(閲覧用)

日時：令和4年7月8日（金）11：00～11：50

場所：北広島市役所4階 会議室4C～4F

出席者：(委員)

高橋会長、細谷副会長、関谷委員、田中委員

原口委員、檜山委員、吉岡委員（7名）

(事務局)

人見水道部長、木村経営管理課長、佐々木水道施設課長、藤本下水道課長兼

アクア・バイオマスセンター長、中田経営管理課主査、鈴木経営管理課主

査、名和経営管理課主任（7名）

≪議事概要≫

1 市長挨拶（11時00分）

2 諮問

ボールパーク地区の下水道事業受益者負担金の負担区設定について

市長から審議会へ諮問

3 開会

4 会議成立報告

事務局：委員の半数以上出席により、会議成立を報告

5 議事録署名委員の指名

高橋会長より関谷委員を指名

6 審議案件

(1) ボールパーク地区の下水道事業受益者負担金の負担区設定について（諮問案件）

事務局より説明

〈質疑応答・委員からの意見等〉

A 委員：審議会資料1の5ページについて、受益者負担金額の市有地とその他の合計額が合わないので何かの調整を入れているのか。

事務局：内容と数字を確認のうえ、修正する。

B 委員：受益者負担金を支払うのは土地の所有者が原則だと思うが、条例によると、土地の利用者も受益者となることができるとなっている。今回の土地のうち、市有地については誰が受益者となるのか。

事務局：市有地は、すべて市が受益者となるが、条例上は、所有者だけではなく土地の借用者も、所有者との合意で受益者とできることとなっている。

C 委員：面的整備時の枝線部分の費用を受益者負担金として面積で計算して徴収すると思うが、使い始める場合に受益者負担金とは別に、水道の加入金のような何らかの負担金がかかることになるのか。

事務局：受益者負担金は都市計画法や受益者負担金条例が根拠となっており、水道とは違う扱いとなっている。受益者負担金の支払いは一度きりであり、その後土地の所有者が変わっても、負担金を徴収することはない。

C 委員：負担金額算定に当たっては、総務省通知である全事業費の5%というものを採用することだが、5%を採用するのは今回が初めてか。他の自治体と同等の基準であるとの理解でよろしいか。

事務局：他の自治体において同等の基準で受益者負担金額を決定しているところがあることを確認している。若干の相違はあるが、これまでも国の指針に基づいて負担金を算出してきている。

D 委員：分担金徴収済み部分の算定方法について説明していただきたい。分担金の徴収は昨年度に徴収しているのか。

事務局：分担金は、下水処理区域外で下水道に接続する場合に徴収しており、分担

金を徴収した土地は、その後下水処理区域内となっても、受益者負担金の対象外となる。今回、分担金徴収済みとなっている土地は昨年度ではなく、相当以前に徴収している土地である。

7 報告案件

- (1) 下水道使用料に係る基本水量制の廃止について
- (2) 水道水利用促進対策について
- (3) 青葉浄水場跡地の利活用について

事務局より説明

8 その他

事務局：今後のスケジュールについて説明

9 閉会（11時50分）

以上、会議のてん末を記録し正確を期するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員 _____